平成２７年（フ）第１５４５号
大阪府八尾市桂町６丁目18番地の20　森田ハイツ201号
債務者　細田　理絵（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５０号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目18番29号
債務者　瀬尾　文子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５２号
大阪府寝屋川市萱島桜園町８番14号
債務者　縄田　正毅
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５３号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番20―401号、前住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目11番５―502号
債務者　間宮　秀次
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８０号
大阪市住之江区新北島２丁目１番１―808号、前住所京都市南区東九条南松ノ木町１番地１松ノ木町団地２棟511
債務者　山岸　亜紀
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６０号
大阪府東大阪市東山町16番３―210号
債務者　岡本　敬士
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５０９号
大阪府高槻市西面中２丁目20番３号
債務者　相星美由紀（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７号
北海道釧路郡釧路町柏西３丁目10番地
債務者　松原　義弘
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第３５９号
北海道旭川市永山４条16丁目10番10号
破産者　土岐　　司
1　主文　当裁判所が平成27年３月25日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所について「北海道旭川市８条通７丁目2431番地の19」とあるのを「北海道旭川市永山４条16丁目10番10号」と更正する。
2　決定年月日　平成27年４月16日
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第７４２号
愛知県北名古屋市久地野北浦67番地４
破産者　株式会社シラカワ
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０１号
最後の住所名古屋市名東区社台１丁目205番地の３
破産者　亡若原富夫相続財産
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２３号
名古屋市瑞穂区松園町２丁目45番地の１
破産者　株式会社ダイシン
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２４号
名古屋市南区砂口町24番地
破産者　笠寺水道株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５１号
名古屋市瑞穂区新開町22番11号
破産者　日建ビルト株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２６号
大阪市中央区本町４丁目５番４号
破産者　株式会社エンドレス
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５４８号
大阪府東大阪市高井田中４丁目８番16号
破産者　株式会社南武製興
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６１号
大阪市中央区南船場２丁目10番12号
破産者　株式会社三栄商会
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部